

5 資料

リハビリ専門相談申込書

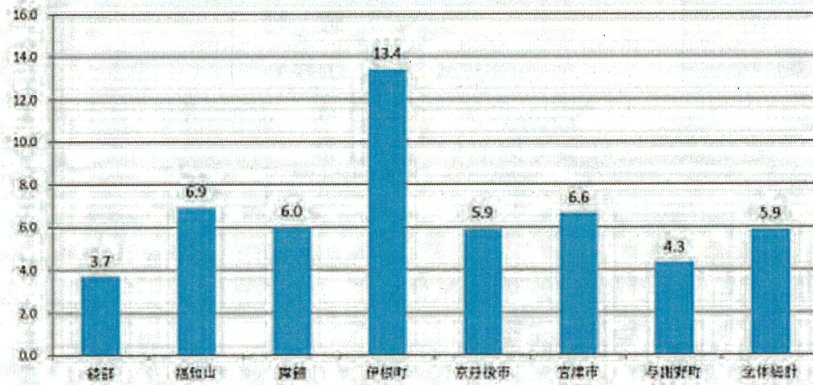
下記支援センターへFAXにて申込みください) 申込日 令和 年 月 日

相談者	所属機関			
	氏 名		職 種	
	連 絡 先		TEL	
相 談 内 容	※ 相談内容について簡単にお書きください。(詳細は電話で確認します) 『目標』どのようになってほしいですか？			
	『評価』現在はどのような状態ですか？			
	年齢 性別 病名及び障害名			
	連絡 日時	※ 後日、支援センターから連絡をさせていただきます。特に希望する時間帯等がありましたらお書きください。		

丹後地域リハビリテーション支援センター
 公益財団法人 丹後中央病院 リハビリテーション科内
 TEL 0772-62-8301
 FAX 0772-62-8302
 e-mail tango-rehabili-shien@tangohp.com
 URL <http://www.tangohp.com/tangoshien.html>

京都府北部における訪問リハビリテーションに関するケアマネ調査結果(抜粋)

訪問リハ・訪看リハを含むケアプランの割合

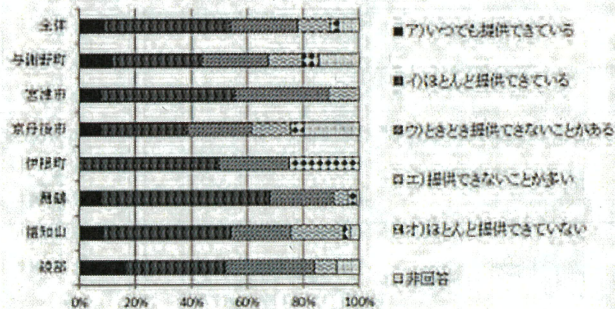


・府北部全体で低い傾向。北部地域でも訪問リハ活用に格差あり。

4

訪問リハサービスを必要と考えられる利用者に提供することができますか？

訪問リハが必要な利用者に提供することはできるか



「必要な方に提供できている」と回答された割合は北部全体で53.7%と半数を超える。

一方で「提供できないことがあったり、提供できていない」と回答された割合も4割弱存在し、改善が必要。

訪問リハサービスを必要と考えられる利用者に提供することはできるか	総部	福知山	舞鶴	伊賀町	京丹後市	宮津市	与謝野町	全体	%
A) いつでも提供できている	16.0	8.2	7.2	0.0	7.1	7.4	11.8	9.0	
B) ほとんど提供できている	36.0	43.9	60.3	50.0	31.4	44.1	32.4	44.7	
C) ときどき提供できないことがある	32.0	21.2	22.7	25.0	22.8	33.3	23.3	24.3	
D) 提供できないことが多い	8.0	18.8	5.2	0.0	14.3	11.1	11.8	11.8	
E) ほとんど提供できていない	0.0	2.8	8.1	25.0	8.3	0.0	5.9	3.0	
F) 提供できていない	8.0	3.3	1.0	0.0	20.0	0.0	14.7	7.4	

5

訪問リハを(ケアマネさんが)必要だと思われる 利用者さんに提供できない理由

- 「本人・家族が通所サービスを希望される」
- 「本人が訪問リハの必要性を感じていない」
- 「サービス提供事業所のキャパが不足」
- 「提供事業所の空がない時がある」
- 「近隣に事業所が少ない」
- 「区分支給限度額内でおさえられない」
- 「通所1回分と訪問リハ1時間の利用金額が同等もしくは割高になるから」
- 「主治医に必要と感じてもらえず、ケアマネや本人・家族が相談しても一蹴されてしまう」

・「訪問リハの資源不足」と「本人・家族の必要性理解が乏しい」
という理由が2大理由。(全体の8割以上がこの理由)
次いで「区分支給限度額」と「主治医の理解」の理由等が挙げられた。

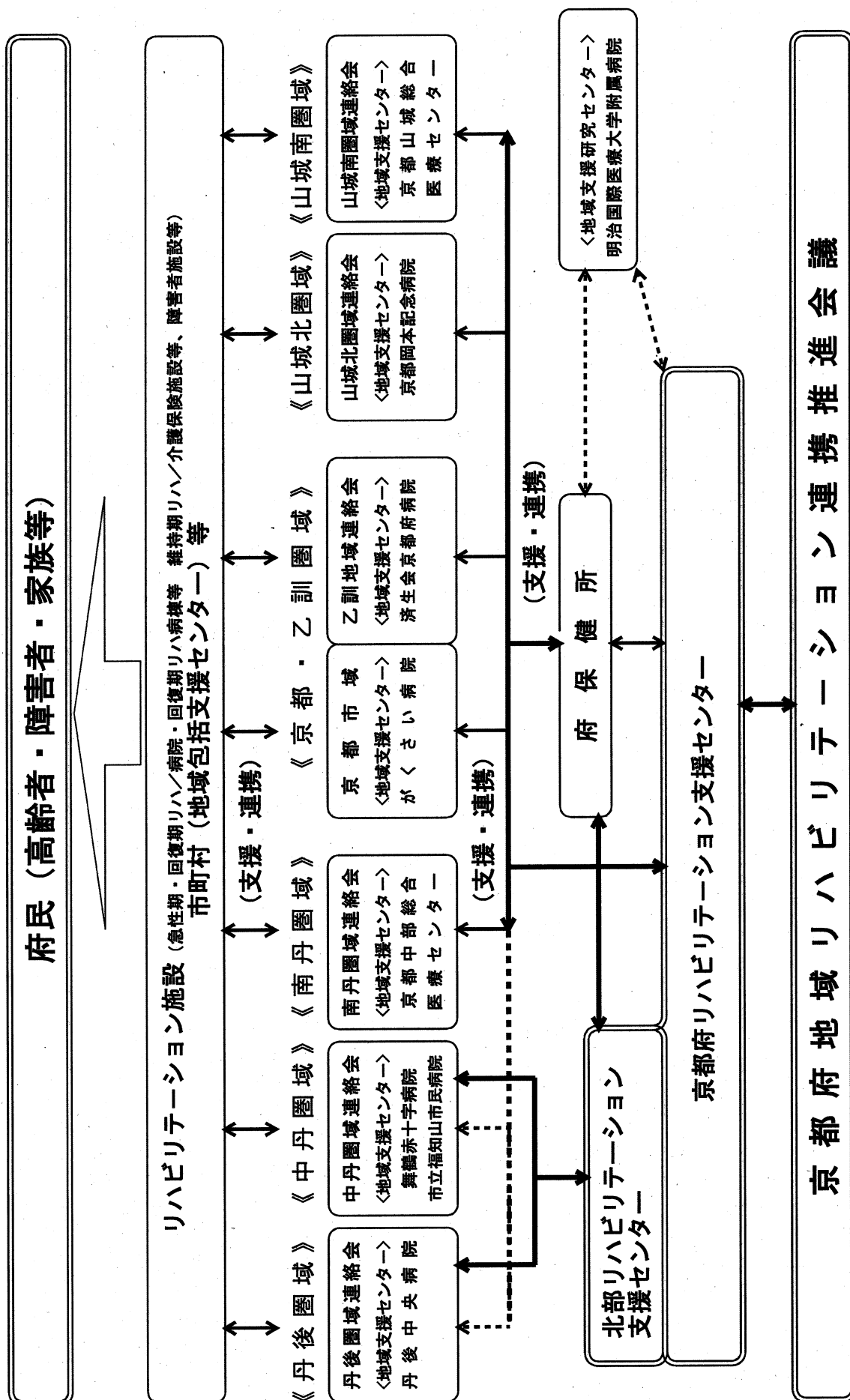
まとめ

- 京都府北部地域では「訪問リハ・訪問看護リハ」の利用は少ない状況にあり、訪問リハビリが必要な方に十分に提供できる状況ではない。(と考えるケアマネさんが多い)
- 訪問リハビリを提供できない理由は、「訪問リハ資源不足」の他に「本人・家族の理解」や「支給限度額」「主治医先生の理解」にも影響を受けている状況にある。
- 訪問リハビリを勧める理由は、「ご本人や家族が希望するから」といった受け身的な理由、また「筋力や関節可動域等の機能面」、「歩行能力や転倒予防」が多く、「活動や参加」のための利用はまだまだ少ない状況にある。
- 訪問リハビリとの情報交換(共有)は概ね上手くいっているが、お互いが欲しい情報を欲しい時に得られるためにも、もっと気軽に双方向の情報交換ができるような関係になれることが理想。

★限られた「訪問リハビリ資源」を有効利用するためにも、関わる支援者(チーム)が十分に連携を取れる関係であることが重要(適切な訪問リハ活用(と終了))

★身体機能の維持・向上の先の目標達成(自立支援やQOL向上に繋がるような「活動や参加」等の目標)のためにも訪問リハビリが活用されるよう、相互理解を深める必要がある。

京都府における総合リハビリテーション推進体制図



京都府総合リハビリテーション連携指針

〈趣旨〉

京都府では、府民が住み慣れた地域で安心して、いきいきと暮らせるよう、急性期から回復期、生活期まで継続したリハビリテーション（以下、「リハ」）提供体制の整備を目的に、平成25年度にアクションプランとして策定した「総合リハビリテーション推進プラン（第2期）」に基づき進めてきた総合リハ充実事業の成果を検証し、さらなる高齢化の進行に伴うリハ需要増加と障害児・者リハのニーズ等に応えるため、「京都府総合リハビリテーション連携指針」を策定します。

なお、この指針は、「京都府保健医療計画」、「京都府高齢者健康福祉計画」、「京都府障害者基本計画」等の計画と一体的な事業の推進を行うものです。

また、関係機関等は、この指針の内容を踏まえ、総合リハに係る課題の解決と適切なリハの提供に向けて行動していただきますようお願いします。

〈達成したい具体的な目標〉

【急性期から回復期、生活期まで継続した、さらなるリハの充実】

- 誰もが住み慣れた地域で、急性期から回復期、在宅リハに対応する医師（かかりつけ医、開業医）が適切にリハの指示をだし、それに対応できるリハ専門職がいる病院、施設が充実し、在宅で安心して暮らせる体制の構築

【各地域で適切で質の高いリハが提供できる体制の構築】

- 総合リハ（医学・教育・職業・社会的リハ）提供体制を充実させ、高齢者や障害児・者を支える取組を定着させるため、京都府、京都地域包括ケア推進機構、地域リハ支援センター、市町村、関係団体、大学、病院、施設等の連携を強め、適切で質の高いリハが各地域で提供できる体制の構築

〈施策の方向〉

《4つの柱》

1 人材の確保・育成

【量の充足】

- リハ専門医や在宅等においてリハに対応できる医師（かかりつけ医等）、リハ専門

職（特に作業療法士、言語聴覚士）を育成するとともに、各リハ分野と地域的な偏在の解消を図ります。

□ リハ専門医等の確保・育成

- ◆ リハビリテーション教育センターによるリハに対応できる医師（かかりつけ医等）の養成
 - ・ 座学研修、実践セミナー、実地研修の開催
- ◆ 府立医科大学リハビリテーション医学教室によるリハ専門医等の養成

□ リハ専門職の確保・育成

- ◆ 理学療法士等修学資金貸与事業
 - ・ 不足地域等対象を重点化し、貸与事業を実施（北部等）
 - ・ 他府県出身者を別枠で確保
 - ・ 特に不足している作業療法士、言語聴覚士の確保
- ◆ リハ就業フェアの開催
 - ・ リハ専門職に特化し、北部地域や介護系施設等を含めた就業フェアの開催
- ◆ 府内の高校生及び進路指導教員へリハ専門職の業務内容の紹介等を実施（府立高校全58校、私立高校全40校）

□ 障害児・者リハを担う人材の確保・育成

- ◆ 障害児・者（訪問等）リハを担う人材に対する研修会等の実施
- ◆ 障害児・者をテーマにした研修会の実施

【質の確保】

- リハ専門医、リハ専門職、看護職・介護職等のリハ従事者等のさらなる質の確保を図ります。

□ リハ専門医等の確保・育成〈再掲〉

- ◆ リハビリテーション教育センターによるリハに対応できる医師（かかりつけ医等）の養成
 - ・ 座学研修、実践セミナー、実地研修の開催
- ◆ 府立医科大学リハビリテーション医学教室によるリハ専門医等の養成

□ リハ専門職等の質の確保

- ◆ 府リハビリテーション支援センター等による研修会の実施
 - ・ リハ専門職受入研修〈病院等でのリハ専門職の受入研修〉
 - ・ リハ専門職研修〈保健所・市町村対象、老健施設に勤務するリハ専門職対象〉
 - ・ 北部専門職技術向上研修（リハビリテーション三療法士会協議会へ委託）
 - ・ 北部在宅リハ研修〈在宅リハ従事者向け研修〉
 - ・ チーム医療としての技術向上研修
 - ・ 摂食嚥下研修会の内容の充実

□ 看護職・機能訓練指導員等のリハに対する専門的な理解や知識の習得

- ◆ 府リハビリテーション支援センター、地域リハビリテーション支援センターによるリハに関わる看護師等に対する研修会、技術支援、訪問相談等の実施
- ◆ 介護老人福祉施設における機能訓練指導員等に対する研修会の実施

□ 介護・福祉人材のリハに対する基礎的な理解や知識の習得

- ◆ 介護・福祉人材の確保と連携した初任者等に対する人材育成・研修会等の実施

□ 認知症にも対応できるリハ専門職等の育成

- ◆ 介護老人保健施設における認知症短期集中リハ等、リハ専門職等に対する研修・講習会の開催

□ 市町村の地域リハ活動支援

- ◆ 市町村における介護予防事業等に参画できるリハ専門職の養成・派遣
 - ・地域人材養成研修（リハビリテーション三療法士会協議会と連携実施）
 - ・介護予防事業等への派遣調整（地域リハビリテーション支援センターと連携実施）

2 施設の拡充

【量の充足・質の確保】

- 急性期・回復期機能の拡充や、生活期における外来及び在宅系のリハサービスのさらなる充実を図るとともに、先端のリハ治療の普及促進に努めます。

□ 先端のリハ治療・機器の普及促進

- ◆ 先端治療の効果検証
- ◆ 検証を踏まえた普及促進
- ◆ 先端のリハ治療法や機器の普及促進
- ◆ リハ・介護ロボットの導入やリーダー養成

□ 回復期機能を有する病床や外来・在宅リハサービスの充実

- ◆ 回復期リハ病棟を軸とする回復期の機能を有する病床の充実促進
- ◆ 訪問リハ事業所の整備促進

3 連携体制の構築

- 圏域内の医療機関、施設等における医療系従事者（医師、看護師、リハ専門職等）、介護系従事者（社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員（以下、「ケアマネ」）等）の多職種や障害者サービスなどの従事者、そして多施設とのさらなる連携を図ります。

□ 連携体制の充実・強化（地域リハビリテーション支援センターの充実）

- ◆ 高齢者のリハに加え、障害児・者のリハに関する研修機能や調整機能を強化するとともに、各圏域において地域リハビリテーション支援センター、保健所、

市町村、病院、施設、ケアマネ等との一層の連携強化

□ 北部地域・南部地域における機能強化

- ◆ 北部リハビリテーション支援センターが中心となり、北部地域における地域リハビリテーション支援センター、府立医科大学附属北部医療センター等の医療機関、介護施設、福祉施設等との連携促進
- ◆ 府立心身障害者福祉センター附属リハビリテーション病院等におけるリハ機能充実及び地域の医療機関、施設等との連携促進

□ 歯科医師等との連携強化

- ◆ 歯科医師、歯科衛生士等への研修会の実施
 - ・ 事例検討会等への参加
 - ・ 言語聴覚士との連絡会議の実施

□ 看護職・機能訓練指導員等のリハに対する専門的な理解や知識の習得〈再掲〉

- ◆ 府リハビリテーション支援センター、地域リハビリテーション支援センターによるリハに関わる看護師等に対する研修会、技術支援、訪問相談等の実施
- ◆ 介護老人福祉施設における機能訓練指導員等に対する研修会の実施

□ 地域包括ケアシステムとの連携強化

- ◆ 地域包括支援センター及びケアマネ等に対するリハ知識の普及
 - ・ 地域包括支援センター等に対する助言
 - ・ 従事者への訪問指導
 - ・ 圏域内病院・施設の窓口担当者との定期的協議、事例検討会・連携ツール勉強会等の実施

□ 地域連携パス等施設間連携ツールの普及・充実

- ◆ 地域連携パス等施設間連携ツールの普及・充実を図ることにより、切れ目のない医療・介護の提供を推進

□ 障害児・者支援のための連携体制構築

- ◆ 障害児・者リハの充実のためのリハに係る関係団体や小児医療関係機関等による小児リハ懇談会の開催
- ◆ 周産期等における退院後の在宅での支援のためのネットワーク構築

□ 高次脳機能障害者への地域リハ支援の充実・強化

- ◆ 北部リハビリテーション支援センターの相談支援機能強化や京都府立心身障害者福祉センターとの連携強化
- ◆ 地域リハビリテーション支援センターや保健所、市町村、障害者支援機関等と連携した支援体制の構築
- ◆ 北部、南部、京都市域で就労・社会参加に向けた支援ネットワーク会議の開催
- ◆ 医療・教育・福祉機関等と連携した高次脳機能障害児支援体制づくり

○ 大規模災害発生時に、災害弱者や被災高齢者等の生活不活発病の予防に対する適切な対応等が可能となるよう、リハ関係者等への周知や支援等に努めます。

□ 京都J R A Tとの連携等

- ◆ 京都J R A Tとの連携や、災害時活動におけるリハの重要性の周知等、地域リハの中に防災の要素を盛り込む。

4 総合リハ推進体制の構築

- 介護・医療・福祉の連携を促進し、在宅リハのさらなる推進を図るため、地域包括ケアシステム（推進機構）と連携した取組を進めます。

□ 府リハビリテーション支援センターの機能強化

- ◆ 関係各課との連携を密にするとともに、リハ部会を開催して、府リハビリテーション支援センターにおける施策企画、立案機能を強化

□ 北部地域におけるリハ支援機能の強化

- ◆ リハ専門職等の人材確保が困難な北部地域において、総合リハをさらに推進するため設置した「北部リハビリテーション支援センター」による支援の充実

□ 地域リハビリテーション支援センターの機能強化〈一部再掲〉

- ◆ 地域リハビリテーション支援センターにセンター長（医師）、コーディネーター（リハ専門職等）を配置
- ◆ 各圏域の保健所と地域リハビリテーション支援センターが一体となり、各市町村等の地域リハ活動を支援し、地域リハを推進
- ◆ 高齢者のリハに加え、障害児・者のリハに関する研修機能や調整機能を強化するとともに、各圏域において地域リハビリテーション支援センター、保健所、市町村、病院、施設、ケアマネ等との一層の連携強化〈再掲〉

□ 府の関係課等との一層の連携強化

- ◆ 関係課等（こども・青少年総合対策室、高齢者支援課、地域福祉推進課、障害者支援課、健康対策課、医療課、地域包括ケア推進機構等）との一層の連携強化

□ 地域包括ケアシステムとの連携強化〈再掲〉

- ◆ 地域包括支援センター及びケアマネ等に対するリハ知識の普及
 - ・ 地域包括支援センター等に対する助言
 - ・ 従事者への訪問指導
 - ・ 圏域内病院・施設の窓口担当者との定期的協議、事例検討会・連携ツール勉強会等の実施

京都府北部 リハビリテーション支援センター

北部地域（丹後・中丹）のリハビリテーション支援および高次脳機能障害支援の充実を図るため、中丹東保健所内に京都府リハビリテーション支援センターの北部拠点を設置しました。丹後及び中丹圏域に設置された各地域リハビリテーション支援センターとともに、府保健所、市町村、関係機関等と連携し、地域リハビリテーションを通じて北部地域の府民が安心して暮らし続けられる地域づくりを支援します。

主な支援センターの役割

① 北部地域リハビリテーション支援事業

- ・ リハビリテーション従事者等への相談・指導
- ・ 在宅リハビリテーション研修等の実施
- ・ 関係機関等による連携体制の構築 など

② 高次脳機能障害に関する事業

- ・ 高次脳機能障害支援コーディネーターによる相談等支援
- ・ 医療機関等との連携強化
- ・ 生活訓練の実施や支援体制の構築 など

京都府北部リハビリテーション支援センター

※医療圏毎に地域リハビリ支援センターを指定し一体的に支援を実施

地域リハビリテーション支援センター

（丹 後） 丹後中央病院

（中丹東） 舞鶴赤十字病院

（中丹西） 市立福知山市民病院

連携

保健所・市町村・関係機関等

京都府北部リハビリテーション支援センター

〒624-0906 京都府舞鶴市字倉谷 1350-23（中丹東保健所内）

TEL:0773-75-7557 FAX:0773-75-7558

【高次脳機能障害支援相談窓口】

TEL:0773-75-7556（相談専用電話） 月・木曜日（祝日除く）

地域リハビリテーション丹後圏域連絡会 設置要綱

(目 的)

- 第1 保健・医療・福祉各分野の関係機関の連携により、総合的な地域リハビリテーション体制を整備していくため、京都府地域リハビリテーション連携推進会議の下に「地域リハビリテーション丹後圏域連絡会」（以下「連絡会」という。）を設置する。

(協議事項)

- 第2 連絡会は、次の事項について協議する。

- (1) 圏域における地域リハビリテーションの現状と課題に関すること。
- (2) 圏域における地域リハビリテーション圏域連携指針に関すること。
- (3) 圏域における地域リハビリテーションの推進に関すること。

- 2 協議事項(案)は丹後地域リハビリテーション支援センターのセンター長、コーディネーターと事務局保健所が相談の上決定する。

(組 織)

- 第3 連絡会は、圏域内の医療・保健・福祉分野の関係者から別紙の機関・団体により構成する。

(座 長)

- 第4 連絡会に座長をおき、事務局保健所の所長(以下「所長」という。)を充てる。

- 2 座長は連絡会の運営等を行うものとする。
- 3 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会 議)

- 第5 連絡会の会議は所長が招集する。

- 2 座長が必要と認めるときは、委員等以外の者から意見を聞くことができる。

(報 告)

- 第6 所長は、連絡会において協議された内容について、京都府地域リハビリテーション連携推進会議に報告する。

(庶 務)

- 第7 連絡会の庶務(事務局)は、京都府丹後保健所において処理する。

(その他)

- 第8 この要綱に定めるもののほか連絡会に関して必要な事項は、別に定める。

附 則 この要綱は、平成15年12月16日から施行する。

附 則 この要綱は、平成17年3月29日から施行する。

附 則 この要綱は、平成18年3月30日から施行する。

附 則 この要綱は、平成20年3月25日から施行する。

附 則 この要綱は、平成22年3月26日から施行する。

附 則 この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成27年5月18日から施行する。

附 則 この要綱は、令和2年2月26日から施行する。

地域リハビリテーション丹後圏域連絡会参加機関・団体

(一社) 与謝医師会、北丹医師会、京都府立医科大学附属北部医療センター
医療法人財団宮津康生会 宮津武田病院、公益財団法人 丹後中央病院
特定医療法人三青園丹後ふるさと病院、京丹後市立弥栄病院
京丹後市立久美浜病院、京都府訪問看護ステーション協議会 Aブロック北丹支部
京都府介護支援専門員会 北部ブロック、京都府老人福祉施設協議会 丹後ブロック
京都府介護老人保健施設 リハ・ヴィラなぎさ苑、丹後圏域障害者総合相談支援センター
宮津市（健康増進課・地域福祉介護課）、京丹後市（健康推進課、長寿福祉課）
伊根町（保健福祉課）、与謝野町（保健課、福祉課）
京都府リハビリテーション支援センター、京都府丹後保健所

令和3年度丹後圏域地域リハビリテーション連携指針改訂作業部会 メンバー

(敬称略)

分 野	所 属	職 種	氏 名
医療機関	(一社)与謝医師会	医師	西原 寛
	京都府立医科大学付属 北部医療センター	理学療法士	石飛 千尋
訪問看護	京都府訪問看護ステーション協議会 Aブロック北丹支部代表 京丹後市立弥栄病院訪問看護ステーションふれあい	看護師	山内 真由美
高齢福祉	京都府老人福祉施設協議会 丹後ブロック代表 (福)与謝郡福祉会 岩滝あじさい苑		長谷川 栄一
	京都府介護支援専門員会 丹後ブロック代表 (福)与謝郡福祉会 長寿苑 (NPO) 誇々 居宅介護支援サービス花ちゃん	介護支援専門員	中島 義記 林 恵
老人保健 施設	介護老人保健施設 (福)北星会リハ・ヴィラなぎさ苑	作業療法士	小川 雄
障害福祉	丹後圏域障害者総合相談支援センター(福)よさの うみ福祉会 障害者生活支援センター結 与謝野町障害者相談支援事業所結	社会福祉士 精神保健福祉士 相談支援専門員	坂根 由美子
行政 (市町)	与謝野町福祉課 地域包括支援センター	理学療法士	小西 隆博
	宮津市健康・介護課 健康増進係	保健師	石田 陽子
地域リハ 支援セン ター	丹後地域リハビリテーション支援センター	作業療法士	坂根 勇輝
		作業療法士	平岡 有香
	京都府北部リハビリテーション支援センター	理学療法士 社会福祉士	山元 顕太
		保健師	上田 美恵子
事務局	京都府丹後保健所	地域包括担当	舩越 瑞貴
		地域リハ担当	田邊 文子
			西垣 董
			麻角 昌子

【作成・発行】

地域リハビリテーション丹後圏域連絡会
事務局

京都府丹後保健所（丹後広域振興局健康福祉部）

〒627-8570 京都府京丹後市峰山町丹波 855

TEL 0772-62-4312